

標題 : 介護職員処遇改善支援事業の実施について  
発信番号 : 自治労情報2024第0017号  
発信日付 : 2024年1月31日  
宛先(団体) :  
宛先 : 各県本部委員長様  
送信者(団体) : 全日本自治団体労働組合  
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

厚生労働省は1月25日、通知「介護職員処遇改善支援事業の実施について」を発出しました。

この事業は、2024年2月から5月までの間、介護職員に対して2%程度(月額平均6千円相当)の賃金改善を行う介護サービス事業所・介護保険施設に対し、介護職員処遇改善支援補助金として、賃金改善を行うために必要な費用を補助するものです。

補助金の対象要件として、介護職員等ベースアップ等支援加算を2024年4月から算定していること、原則、2024年2月分から賃金改善を実施すること等が必要なことから、早急に協議をお願いいたします。

添付ファイル :  
介護職員処遇改善支援補助金の実施について.pdf  
別添1 : 介護職員処遇改善支援事業の実施について.pdf  
別添2 : 「介護職員処遇改善支援補助金」のご案内.pdf  
別添3 : 介護職員処遇改善支援補助金に関する Q & A.pdf